

持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉についての 生産行程管理者の認証の技術的基準

1 適用範囲

この基準は、登録認証機関及び登録外国認証機関（以下“認証機関”という。）が日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第2項及び第30条第2項の規定に基づき行う持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者（以下“認証生産行程管理者等”という。）の認証の技術的基準を規定する。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この基準に引用されることによって、その一部又は全部がこの基準の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版を適用する。

JAS 0013 持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉

3 用語及び定義

この基準で用いる主な用語及び定義は、次によるほか、**JAS 0013**による。

3.1

卵用鶏養鶏業者

認証生産行程管理者等のうち、卵用鶏を飼育し、鶏卵を生産する者

3.2

肉用鶏養鶏業者

認証生産行程管理者等のうち、肉用鶏を生産する者

3.3

卵選別包装業者

認証生産行程管理者等のうち、鶏卵の選別、包装等を行う者

3.4

食鳥処理業者

認証生産行程管理者等のうち、肉用鶏の食鳥処理を行う者

3.5

鶏卵流通業者

認証生産行程管理者等のうち、鶏卵を小分けする者

3.6

鶏肉流通業者

認証生産行程管理者等のうち、鶏肉を小分けする者

4 生産行程の管理又は把握の実施方法

4.1 生産行程管理責任者の職務

4.3 b) に規定する生産行程管理責任者に、次の職務を行わせなければならない。

- a) 生産行程の管理〔外注管理（管理の一部を外部の者に委託して行わせることをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。〕又は把握に関する計画の立案及び推進
- b) 生産行程の管理において外注管理を行う場合にあっては、外注先の選定基準、外注内容、外注手続等当該外注に関する管理又は把握に関する計画の立案及び推進
- c) 内部規程の制定、確認及び改廃についての統括
- d) 従事者に対する教育訓練
- e) 地域住民、利害関係者等との対話の推進
- f) 生産行程において生じた異常等に関する処置又は指導

4.2 内部規程

4.2.1 内部規程の整備

次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備しなければならない。ただし、卵用鶏養鶏業者にあつては、b)及びd)2)を、肉用鶏養鶏業者にあつては、a)、b)2)及びd)1)を除き、卵選別包装業者にあつては、a)2)、h)5)及びi)～r)に、食鳥処理業者にあつては、b)、e)2)、h)5)及びi)～r)に、鶏卵流通業者にあつては、a)2)、h)5)及びk)～r)に、鶏肉流通業者にあつては、b)2)、h)5)及びk)～r)に限る。

- a) JAS 0013 の 5.1.1 に規定する卵用鶏・鶏卵の区分管理に関する事項
卵用鶏・鶏卵の区分管理に関する事項には、次の事項が含まれる。
 - 1) 卵用鶏の区分管理
 - 2) 鶏卵の区分管理（受け入れた鶏卵の格付の表示の確認を含む。）
- b) JAS 0013 の 5.1.2 に規定する肉用鶏・鶏肉の区分管理に関する事項
肉用鶏・鶏肉の区分管理に関する事項には、次の事項が含まれる。
 - 1) 肉用鶏の区分管理（受け入れた肉用鶏の格付の表示の確認を含む。）
 - 2) 鶏肉の区分管理（受け入れた鶏肉の格付の表示の確認を含む。）
- c) JAS 0013 の 5.2 に規定する国産鶏種の素びなに関する事項
- d) JAS 0013 の 5.3 に規定する国産飼料用米の利用に関する事項
国産飼料用米の利用に関する事項には、次の事項が含まれる。
 - 1) 卵用鶏に給与される飼料の給与管理
 - 2) 肉用鶏に給与される飼料の給与管理
- e) JAS 0013 の 5.4 に規定するアニマルウェルフェアへの配慮に関する事項
アニマルウェルフェアへの配慮に関する事項には、次の事項が含まれる。
 - 1) 鶏の飼養環境の改善への取組
 - 2) 鶏の輸送時の衛生管理、安全の保持及び鶏による事故の防止
- f) JAS 0013 の 5.5 に規定する周辺環境への配慮に関する事項
周辺環境への配慮に関する事項には、次の事項が含まれる。ただし、鶏ふんの処理又は保管の用に供する施設（以下“鶏ふん処理施設”という。）に送風装置、かく拌装置等を設置していない場合は、5)を除く。
 - 1) 周辺住民等に対する騒音、悪臭、虫害、煙、埃及び有害物質の飛散又は流失等の配慮
 - 2) エネルギー使用量の把握、省エネルギーの取組及び二酸化炭素の発生の抑制
 - 3) 使用済みプラスチック等の廃棄物、臭気及び排水等の排出物の処分
 - 4) 鶏ふん処理施設の床等の保守管理
 - 5) 鶏ふん処理施設に設置している送風装置等の保守管理

- g) **JAS 0013** の **5.6** に規定する家畜排せつ物の利用に関する事項
- h) **JAS 0013** の **5.7** に規定する防疫管理に関する事項
 防疫管理に関する事項には、次の事項が含まれる。ただし、有害動物の駆除を行わない場合は、**5)**を除く。
- 1) 鶏舎内への昆虫、鳥獣類その他の有害動物の侵入・発生の予防
 - 2) 動物用医薬品の使用方法
 - 3) 抗菌性物質の使用低減方策や薬剤耐性菌対策への取組
 - 4) 動物用医薬品の保管
 - 5) 有害動物の駆除
- i) **JAS 0013** の **5.8** に規定する従事者及び入場者の衛生管理に関する事項
 従事者並びに鶏舎、卵選別包装処理施設及び食鳥処理場（以下“施設”という。）への入場者の衛生管理に関する事項には、次の事項が含まれる。ただし、施設内において喫煙及び飲食をしない場合は、**3)**を除く。
- 1) 従事者及び施設への入場者に対する、疾病へのり患又はその疑いの報告の要求及び該当する者に対する措置
 - 2) 従事者及び施設への入場者への次の事項の周知徹底
 - － 作業着、帽子、マスク、長靴及び手袋等の着用
 - － 衛生管理区域内への装着品及び所持品持込みの制限
 - － 手洗いの手順、手の消毒及び爪の手入れ
 - － 喫煙、飲食、痰・唾の処理及び咳・くしゃみ等の制限
 - － トイレ利用の手順
 - 3) 施設内において喫煙又は飲食をする場合の措置
- j) **JAS 0013** の **5.9** に規定する従事者の安全衛生及び労務管理に関する事項
 従事者の安全衛生及び労務管理に関する事項には、次の事項が含まれる。
- 1) 安全衛生の推進及び適切な労働環境の提供のための次の事項の実施
 - － 従事者の安全衛生に配慮した労働環境及び器具の提供
 - － 従事者に対する安全衛生の教育訓練
 - － 健康及び安全に関わる環境・事象の整備
 - － 労働災害の防止
 - 2) 児童労働、強制労働、差別等の禁止のための次の事項の実施
 - － 児童労働の禁止
 - － 身分証明書の原本の引渡しの要求の禁止
 - － 給料等の一部の差引きの禁止
 - － 差別的な扱いの禁止及びハラスメント行為に対する対応システムの構築
- k) 生産、選別、包装、食鳥処理、小分け等に使用する機械、器具、運搬車両等の管理に関する事項
- l) 苦情処理に関する事項
- m) 内部監査に関する事項
- n) マネジメントレビューに関する事項
- o) 改善に関する事項
- p) 生産行程の管理又は把握に係る記録の作成及び保存に関する事項
- q) 年間の生産計画の策定及び当該計画の認証機関への通知に関する事項
- r) 生産行程の管理又は把握の実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

4.2.2 内部規程に従った業務の実施

内部規程に従い業務を適切に行わなければならない。

4.2.3 内部規程の見直し及び周知

内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従事者に十分周知しなければならない。

4.3 生産行程の管理又は把握を担当する者の能力及び人数

生産行程管理担当者及び生産行程管理責任者については、次の事項を満たさなければならない。

- a) **生産行程管理担当者** 生産行程管理担当者として、卵用鶏養鶏業者、卵選別包装業者又は鶏卵流通業者にあつては、鶏卵の生産行程の管理又は把握に関する知識を有する者が1人以上、肉用鶏養鶏業者、食鳥処理業者又は鶏肉流通業者にあつては、鶏肉の生産行程の管理又は把握に関する知識を有する者が1人以上（認証生産行程管理者等が複数の生産、選別、包装、食鳥処理、小分け等に係る施設を管理し、又は把握している場合にあつては、当該施設の数、分散の状況等に応じて適正な生産行程の管理又は把握を行うのに必要な人数以上）置かれていなければならない。
- b) **生産行程管理責任者** 生産行程管理責任者として、生産行程管理担当者の中から1人選任されていなければならない。

5 生産行程の管理又は把握に係る記録の作成及び保存

5.1 生産行程の管理又は把握に係る記録の作成

4.2.2の結果を次の事項を含め記録し、保存しなければならない。ただし、卵用鶏養鶏業者にあつては、b)及びd)2)を、肉用鶏養鶏業者にあつては、a)、b)2)及びd)1)を除き、卵選別包装業者にあつては、a)2)、h)5)及びi)～o)に、食鳥処理業者にあつては、b)、e)2)、h)5)及びi)～o)に、鶏卵流通業者にあつては、a)2)、h)5)及びk)～o)に、鶏肉流通業者にあつては、b)2)、h)5)及びk)～o)に限る。

- a) 卵用鶏・鶏卵の区分管理に関する事項（JAS 0013 の 5.1.1 参照）
 - 卵用鶏・鶏卵の区分管理に関する事項には、次の事項が含まれる。
 - 1) 卵用鶏の区分管理
 - 2) 鶏卵の区分管理（受け入れた鶏卵の格付の表示の確認を含む。）
- b) 肉用鶏・鶏肉の区分管理に関する事項（JAS 0013 の 5.1.2 参照）
 - 肉用鶏・鶏肉の区分管理に関する事項には、次の事項が含まれる。
 - 1) 肉用鶏の区分管理（受け入れた肉用鶏の格付の表示の確認を含む。）
 - 2) 鶏肉の区分管理（受け入れた鶏肉の格付の表示の確認を含む。）
- c) 国産鶏種の素びなに関する事項（JAS 0013 の 5.2 参照）
- d) 国産飼料用米の利用に関する事項（JAS 0013 の 5.3 参照）
 - 国産飼料用米の利用に関する事項には、次の事項が含まれる。
 - 1) 卵用鶏に給与される飼料の給与管理
 - 2) 肉用鶏に給与される飼料の給与管理
- e) アニマルウェルフェアへの配慮に関する事項（JAS 0013 の 5.4 参照）
 - アニマルウェルフェアへの配慮に関する事項には、次の事項が含まれる。
 - 1) 鶏の飼養環境の改善への取組
 - 2) 鶏の輸送時の衛生管理、安全の保持及び鶏による事故の防止
- f) 周辺環境への配慮に関する事項（JAS 0013 の 5.5 参照）
 - 周辺環境への配慮に関する事項には、次の事項が含まれる。ただし、鶏ふん処理施設に送風装置、かく拌装置等を設置していない場合は、5)を除く。
 - 1) 周辺住民等に対する騒音、悪臭、虫害、煙、埃及び有害物質の飛散又は流失等の配慮
 - 2) エネルギー使用量の把握、省エネルギーの取組及び二酸化炭素の発生の抑制
 - 3) 使用済みプラスチック等の廃棄物、臭気及び排水等の排出物の処分
 - 4) 鶏ふん処理施設の床等の保守管理
 - 5) 鶏ふん処理施設に設置している送風装置等の保守管理
- g) 家畜排せつ物の利用に関する事項（JAS 0013 の 5.6 参照）
- h) 防疫管理に関する事項（JAS 0013 の 5.7 参照）
 - 防疫管理に関する事項には、次の事項が含まれる。ただし、有害動物の駆除を行わない場合は、5)を除く。
 - 1) 鶏舎内への昆虫、鳥獣類その他の有害動物の侵入・発生の予防

- 2) 動物用医薬品の使用方法
- 3) 抗菌性物質の使用低減方策や薬剤耐性菌対策への取組
- 4) 動物用医薬品の保管
- 5) 有害動物の駆除
- i) 従事者及び入場者の衛生管理に関する事項（JAS 0013 の 5.8 参照）
従事者及び施設への入場者の衛生管理に関する事項には、次の事項が含まれる。ただし、施設内において喫煙及び飲食をしない場合は、3)を除く。
 - 1) 従事者及び施設への入場者に対する、疾病へのり患又はその疑いの報告の要求及び該当する者に対する措置
 - 2) 従事者及び施設への入場者への次の事項の周知徹底
 - － 作業着、帽子、マスク、長靴及び手袋等の着用
 - － 衛生管理区域内への装着品及び所持品持込みの制限
 - － 手洗いの手順、手の消毒及び爪の手入れ
 - － 喫煙、飲食、痰・唾の処理及び咳・くしゃみ等の制限
 - － トイレ利用の手順
 - 3) 施設内において喫煙又は飲食をする場合の措置
- j) 従事者の安全衛生及び労務管理に関する事項（JAS 0013 の 5.9 参照）
従事者の安全衛生及び労務管理に関する事項には、次の事項が含まれる。
 - 1) 安全衛生の推進及び適切な労働環境の提供のための次の事項の実施
 - － 従事者の安全衛生に配慮した労働環境及び器具の提供
 - － 従事者に対する安全衛生の教育訓練
 - － 健康及び安全に関わる環境・事象の整備
 - － 労働災害の防止
 - 2) 児童労働、強制労働、差別等の禁止のための次の事項の実施
 - － 児童労働の禁止
 - － 身分証明書の原本の引渡しの要求の禁止
 - － 給料等の一部の差引きの禁止
 - － 差別的な扱いの禁止及びハラスメント行為に対する対応システムの構築
- k) 生産、選別、包装、食鳥処理、小分け等に使用する機械、器具、運搬車両等の管理に関する事項
- l) 苦情処理に関する事項
- m) 内部監査に関する事項
- n) マネジメントレビューに関する事項
- o) 改善に関する事項

5.2 生産行程の管理又は把握に係る記録等の保存

5.2.1 5.1 の a)～j)の記録及び当該記録の根拠となる書類は、卵用鶏養鶏業者、卵選別包装業者及び鶏卵流通業者にあつては、鶏卵の出荷の日から 2 年間、肉用鶏養鶏業者にあつては、肉用鶏の出荷の日から 3 年間、食鳥処理業者及び鶏肉流通業者にあつては、鶏肉の出荷の日から 3 年間保存しなければならない。

5.2.2 5.1 の k)～o)の記録及び当該記録の根拠となる書類は、当該記録の作成の日から 2 年間保存しなければならない。

6 格付の組織及び実施方法

6.1 格付の組織

格付を行う部門は、他部門から実質的に独立した組織及び権限を有しなければならない。

6.2 格付規程の整備

次の事項について、格付に関する規程（以下“格付規程”という。）を具体的かつ体系的に整備しなければならない。

- a) 生産行程についての検査に関する事項
- b) 格付の表示に関する事項
- c) 格付後の荷口の出荷又は処分に関する事項
- d) 出荷後に **JAS 0013** に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項
- e) 苦情処理に関する事項
- f) 内部監査に関する事項
- g) マネジメントレビューに関する事項
- h) 改善に関する事項
- i) 格付に係る記録の作成及び保存に関する事項
- j) 格付の実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

6.3 格付の実施方法

格付規程に従い格付及び格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、格付の表示が適切に付されることが確実と認められなければならない。

6.4 格付を担当する者の能力及び人数

格付担当者及び格付責任者については、次の事項を満たさなければならない。

- a) **格付担当者** 格付を担当する者として、卵用鶏養鶏業者、卵選別包装業者又は鶏卵流通業者にあつては、鶏卵の生産行程の管理又は把握及び格付の実施方法に関する知識を有する者が1人以上、肉用鶏養鶏業者、食鳥処理業者又は鶏肉流通業者にあつては、鶏肉の生産行程の管理又は把握及び格付の実施方法に関する知識を有する者が1人以上（認証生産行程管理者等が複数の生産、選別、包装、食鳥処理、小分け等に係る施設を管理し、又は把握している場合にあつては、当該施設の数、分散の状況等に応じて適正な格付を行うのに必要な人数以上）置かれていなければならない。
- b) **格付責任者** 格付責任者として、格付担当者の中から1人選任されていなければならない。

制定等の履歴

制 定 令和2年3月17日農林水産省告示第 512 号

制定文, 改正文, 附則等 (抄)

- 令和2年3月17日農林水産省告示第 512 号
令和2年4月16日から施行する。